今治市低入札価格調査実施要領

平成 18 年６月 22 日制定

今治市要領

（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事において今治市契約規則（平成 17 年規則第 63 号）第 23 条及び第 24 条の規定に基づき、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合の基準等を定めることを目的とする。

（対象工事）

第２条　低入札価格調査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が５千万円以上のもの及び総合評価落札方式により落札者を決定するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（調査基準価格の設定）

第３条　今治市契約規則第 23 条に規定する基準（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

（１）　予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7、共通仮設費の額に 10 分の９、現場管理費の額に 10 分の９及び一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額の合算額を工事価格（消費税及び地方消費税を除く。）で除して得た割合を予定価格に乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額

（２）　前号の規定にかかわらず、特別なものについては、契約の性質又は内容に応じ 10 分の 7.5 以上で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額

２　市長は、前項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格書に併記するものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、変動型の調査基準価格（以下「変動型調査基準価格」という。）を設定することができる。

（変動型調査基準価格の設定）

第４条　変動型調査基準価格は、調査基準基礎価格（以下「基礎価格」という。）に変動係数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（基礎価格の設定）

第５条　基礎価格は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

（１）　予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7、共通仮設費の額に 10 分の９、

現場管理費の額に 10 分の９及び一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額の合算額を工事価格（消費税及び地方消費税を除く。）で除して得た割合を予定価格に乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額

（２） 前号の規定にかかわらず、特別なものについては、契約の性質又は内容に応じ 10 分の 7.5 以上で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額

２ 前項の規定により基礎価格を設けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、当該基礎価格を予定価格書に併記するものとする。

（変動係数の決定）

第６条 変動係数は、電子計算機により 1.0000001 から 1.0001 の範囲内で無作為に抽出される係数とする。

２ 変動係数の決定は、入札執行日毎に、一番早い開札時間までに入札室で行う。また、決定した変動係数は、当該執行日の全ての対象工事に用いるものとする。

３ 決定した変動係数は、市長が別に定めるところにより公表する。

（入札参加者への周知）

第７条 市長は、対象工事の入札を執行するときは、以下の項目を入札参加者に対し適宜の方法により周知するものとする。

（１） 本要領の適用があること。

（２） 入札時には、工事費内訳書を提出すること。

（３） 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了及び結果通知の方法。

（入札の執行）

第８条 入札執行者は、対象工事に係る入札において開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札決定について保留を宣言し、調査基準価格を下回る入札価格を読み上げ、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

（一次調査の実施）

第９条 市長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、当該調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札価格調査対象者」という。）から提出された工事費内訳書について、別表に掲げる工事費内訳書に係る判定基準に照らし、判定基準以上であるかどうかを調査するものとする。

２ 前項の調査において、１項目でも判定基準価格を下回る場合は、その者が行った入札を失格とし、すべての低入札価格調査対象者が行った入札が失格となった場合は、当該予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、個別の入札において判定基準を別に定めることができる。

（二次調査の実施）

第 10 条　市長は、前条第１項の規定による調査の結果、すべての項目が判定基準価格以上であった者（以下「二次調査対象者」という。）のうち最低の価格をもって入札した者に対し、期限を付して入札価格詳細設計書及び次項に規定する調査内容に係る資料（以下この条において「二次調査資料」という。）の提出を求め、速やかに事情聴取等による調査を行うものとする。

２　前項による調査は、次に掲げる内容について調査を行うものとする。

（１）　基本項目

ア　数量は、設計図書に計上した設計数量を満足しているか。

イ　材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有しているか。

ウ　材料単価は、適正な取引価格に基づくものであるか。

エ　労務単価は、法定最低賃金を下回っていないか。

オ　建設廃棄物は、適正な処理方法、処理費用が計上されているか。

（２）　関連項目

ア　その価格により入札した理由

イ　契約対象工事付近及び関連する工事における手持ち工事の状況

ウ　契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

エ　手持資材及び手持ち機械の状況

オ　資材購入先及び購入先と入札者の関係

カ　労務者の具体的供給見通し

キ　過去２年間に施工した公共工事及び発注者

ク　経営状況（保証会社等への照会）

ケ　信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

コ　第一次下請の予定業者及び予定下請金額

サ　その他必要な事項

３　市長は、二次調査対象者が二次調査資料を期限までに提出しないとき又は事情聴取等による調査に応じないときは、その者が行った入札を失格とする。

（審査会への報告）

第 11 条　市長は、前条による調査を実施したときは、その内容について速やかに今治市契約審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

（審査）

第 12 条　審査会は、前条による報告を受けたときは、内容を審査の上、次に定めるところにより取扱いを決定し、市長に報告するものとする。

（1）　審査の結果、当該入札者の申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、当該入札者を落札者とする。

（2）　審査の結果、当該入札者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合は、その者が行った入札を失格とする。

第 13 条　前条第２号の場合は、二次調査対象者のうち次に低い価格で入札した者から順に第７条以降と同様の手続きを行うこととし、すべての二次調査対象者が失格となった場合は、当該予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（落札結果通知）

第 14 条　市長は、落札者が決定したときは、落札者及び他の入札参加者にその結果を通知する。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者以外の者を落札者としたときは、その者より低い価格で入札をした者に対し、その者が落札者とならなかった理由を付するものとする。

（低入札価格調査対象者との契約等に係る措置）

第 15 条　低入札価格調査対象者が落札者となった場合は、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（1）　契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の３以上とすること。

（2）　前金払は請負代金額の 10 分の２に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合にあっての前金払の総額は、請負代金額の 10 分の４に相当する額以内とすること。

（3）　建設業法第 26 条第１項又は第２項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事においては、次のとおり技術者を配置すること。

ア　建設業法第 26 条第３項の規定により技術者の専任が義務付けられている請負代金 4,000 万円以上（建築一式工事にあっては 8,000 万円以上）の工事にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で１名現場に配置すること。この場合において、当該落札者が、特定建設工事共同企業体である場合は、構成員ごとに１名以上を配置すること。

イ　請負代金額 4,000 万円未満（建築一式工事にあっては 8,000 万円未満）の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。

２　市長は、低入札価格調査対象者である落札者が、前項の条件による工事を行うことができないと認めるときは、当該入札を失格とする。

（雑則）

第16条　この要領に定めのないものについては、別に定める。

附　則

この要領は、平成18年７月１日から施行する。

附　則（平成21年12月22日今治市要領）

この要領は、平成 22 年１月１日から施行し、同日以後の公告、通知又は依頼にかかるものについて適用する。

附　則（平成22年６月22日今治市要領）

この要領は、平成22年７月１日から施行する。

附　則（平成23年２月１日今治市要領）

この要領は、平成23年２月１日から施行する。

附　則（平成23年９月22日今治市要領）

この要綱は、平成23年10月１日から施行する。

附　則（平成23年３月15日今治市要領）

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月13日今治市要領）

この要領は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月10日今治市要領）

この要領は、平成26年９月10日から施行する。

附　則（平成27年12月22日今治市要領）

この要領は、平成 28 年４月１日から施行し、同日以後の公告、通知又は依頼にかかるものについて適用する。

附　則（平成28年６月１日今治市要領）

この要領は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成29年２月24日今治市要領）

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月５日今治市要領）

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和元年６月27日今治市要領）

この要領は、令和元年７月１日から施行し、同日以後の公告、通知又は依頼にかかるものについて適用する。

附　則（令和２年２月27日今治市要領）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月18日今治市要領）

この要領は、令和３年10月18日から施行する。

附　則（令和４年12月28日今治市要領）

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日今治市要領）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

別表

工事費内訳書に係る判定基準

工事費内訳書に計上された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、すべての項目が以下の方法により算出された判定基準価格以上でなければ、失格とする。

●判定基準価格算出式（1 円未満の端数は切り捨てる。）

直接工事判定基準 ＝ 直接工事費 × 直接工事設定比率

共通仮設判定基準 ＝ 共通仮設費 × 共通仮設設定比率

現場管理判定基準 ＝ 現場管理費 × 現場管理設定比率

一般管理判定基準 ＝ 一般管理費 × 一般管理設定比率

設定比率

適用費目	設定比率
直接工事費	90%
共通仮設費	80%
現場管理費	80%
一般管理費	30%